

2023年11月21日

静岡市長
難波 喬 司 様

日本共産党静岡市議会議員団
団長 内田 隆典

2024年度予算編成と行財政運営についての申し入れについて

貴職におかれては、日頃より市民の安心安全確保、地域経済の活性化など市政発展のため尽力されていることに敬意を表します。

さて、2022年2月からのロシアによるウクライナへの侵略戦争に加え、中東情勢の危機的な状況により、世界経済は一段と不透明さを増しています。さらには、異常な円安と物価高騰が、国民生活と日本経済にかつてない深刻な影響を与えつづけています。

このようななか、今ほど、市民のいのちと暮らしを守る市政の役割が問われているときはありません。貴職が、市政運営にあたって重視している、対話による合意形成と良い社会を市民とともに創っていく「共創」がどう実践されるのか、市民の注目と期待は高まっています。

については、市民の切実な要求に基づく「2024年度予算編成と行財政運営についての申し入れ」（別添）を提出しますので、難波市長にとって初の予算編成及び組織改編となる2024年度に向けてその実現を図るよう強く要請します。

日本共産党は、ひきつづき国民本位の政治をめざすとともに、静岡市議会議員団として市民の福祉と地域経済を守り発展させるため、全力を尽くす決意であることを申し添えます。

2024年度 予算編成と行財政運営についての申し入れ

《重点要望》

- 1 市政運営にあたっては、憲法、地方自治法、静岡市自治基本条例を基調とすること。
- 2 静岡市第4次総合計画（4次総）については、社会福祉、経済政策等の抜本的充実による定住人口維持・回復を柱にした内容に見直すこと。
- 3 来年度予算編成と行財政運営にあたっては、大規模ハコモノ事業優先でなく、災害対策、物価高騰対策、子育て支援等、いのちとくらしを守る施策を優先課題としてすすめること。
- 4 ジェンダー平等の理念を市政の基本とし諸施策に生かすこと。
- 5 気候温暖化対策については、市の2030年度の温室効果ガス排出削減目標を2010年度比50%以上とすること。
- 6 行政のデジタル化については、個人情報保護を厳格に行い、これまでの市民へのサービスは低下させないこと。
- 7 アリーナ整備推進事業については、市民合意を前提とすること。
- 8 県単独補助事業については、本市も助成対象とするよう県にもとめること。
- 9 公契約条例を早期に制定すること。
- 10 国民健康保険料を引き下げること。
- 11 補聴器購入補助制度を創設すること。
- 12 保健所を駿河区、清水区にも設置すること。当面、清水支所は保健所並みの機能を整備すること。

- 13 海洋文化施設整備事業については、今後の清水のまちづくりを見据え、中止を含めて見直すこと。
- 14 市の責任として公共交通の充実を図ること。
- 15 教職員については、定数条例で定める教職員はすべて正規職員とし、定数不補充は直ちに解消すること。また、職員定数を大幅に引き上げるよう国にもとめること。
- 16 学校給食を無償化すること。
- 17 浜岡原発廃炉、リニア中央新幹線中止を国にもとめること。
- 18 市平和都市宣言、非核首長会議の趣旨に基づき、核兵器禁止条約への日本の参加、安保法制廃止を国にもとめること。

危機管理室

- 1 浜岡原発について
 - ① 浜岡原発は廃炉にするよう中電に申し入れること。また国に対しても同様な意見を提出すること。
 - ② 安定ヨウ素剤を備蓄し配布する体制を整えること。
 - ③ 避難計画を作成し訓練を実施すること。

- 2 南海トラフ巨大地震対策については、高齢者・障がい者を災害から守るための対策を台風15号の教訓をふまえ、より具体化すること。

- 3 緊急避難場所になっている体育館への人員配置（看護師等）を明確にし、定期的な訓練を行うこと。また、バリアフリー化、エアコン設置を至急すすめること。

1 職員の適正配置について

- ① 職員の配置は、正規職員を原則とし増員すること。
- ② 成績主義にもとづく人事評価制度は、公務の職場になじまず行わないこと。
- ③ 会計年度任用職員について、賃金労働条件は正規職員水準とすること。

2 平和行政について

- ① 平和都市宣言にふさわしく、平和行政を充実させ、予算増を図ること。
- ② 非核平和都市条例を制定すること。
- ③ 広島、長崎の平和式典へのこどもの参加を実施すること。
- ④ 核兵器禁止条約に日本も参加するように国にもとめること。

3 核兵器禁止条約について、国の専管事項とするのではなく、憲法及び地方自治法の観点から同条約への参加を国にもとめること。

4 国民保護計画は憲法違反でありやめること。

5 自衛隊員の募集について

- ① 自衛隊員の募集は憲法違反であり取り扱わないこと。
- ② 自衛隊への18歳以上の名簿シールの提供は中止すること。また、提供除外規定について関係者へ周知を徹底すること。

6 安保法制を廃止し「平和憲法」を遵守するよう国にもとめること。

- 1 アリーナ整備推進事業については、市民合意を前提とすること。
- 2 公の施設の建設、管理について
 - ① P F I方式は改めてデメリットを検証すること。
 - ② 指定管理者制度は検証を行い、必要な見直しをすること。
 - ③ アセットマネジメント基本方針は、住民の合意なくすすめないこと。
- 3 リニア中央新幹線については、中止を国にもとめること。
- 4 マイナンバー法によるカード取得は「任意」であり、健康保険証との紐付け問題が続出していることから、地方自治体に押し付けないよう国にもとめること。
- 5 行政のデジタル化にあたっては、総合的な住民サービスを後退させることになる職員削減を行わないこと。
- 6 まちづくりについて、重要な施策の決定は住民投票を行うなど静岡市自治基本条例に基づきすすめること。

財政局

- 1 県単独補助事業については、本市も助成対象とするよう県にもとめること。
- 2 官製ワーキングプア解消、適正な下請単価の保障につながる公契約条例を制定すること。
- 3 入札参加資格における「市税完納要件」について、「分納証明書」提出も要件充足とするなど、弾力的な対応をすること。
- 4 消費税については、物価高騰対策として、当面5%に引き下げるよう国にもとめること。
- 5 インボイス制度について
 - ① インボイス（適格請求書）制度導入は新たな大增税であり、国に中止をもとめること。
 - ② 当面、インボイス制度導入での税や事務処理の負担増に対応する支援を行うこと。
- 6 大企業へ法人市民税の超過課税を行うこと。
- 7 地方交付税算定における「トップランナー方式」をやめるよう国にもとめること。
- 8 市民税について
 - ① 固定資産税は、収益還元方式に改めること。
 - ② 都市計画税を引き下げること。
- 9 市の発注する建設工事の下請けは地元業者を使うこと。

市民局

- 1 災害対策について、災害ボランティアがスムーズに支援できるように、ボランティアセンターとなる社会福祉協議会の防災訓練にボランティア活動の運営を加えること。
- 2 自治会・町内会の活動を推進する立場で役員づくりの支援をすること。
- 3 ジェンダー平等の市政運営について
 - ① 審議会等の女性登用率の目標を 50%に引き上げること。
 - ② 相談窓口は市民がより気軽に相談できるよう身近な各区役所にも設けること。
 - ③ 公共施設のトイレにトイレットペーパーと同じよう生理用品を常備すること。
 - ④ 選択的夫婦別姓及び同性婚の実現にむけ法改正を国にもとめること。
- 4 生涯学習施設について
 - ① 生涯学習施設は、市民の要求に基づき麻機地域をはじめ各地域に計画的に整備すること。
 - ② 清水区の生涯学習交流館は、予約や相談など利用者の利便性向上に努め、9条団体の利用料については、これまでの活動実績と経緯を踏まえ有料化しないこと。
- 5 行政のデジタル化については、個人情報保護を厳格に行い、対面窓口を残すなど市民サービスを低下させないこと。
- 6 あらゆるハラスメントに関し、市民が相談できる体制を整備すること。
- 7 原爆資料展などに市役所の施設が無償で使用できるようにすること。
- 8 運転免許証返納で交付される運転経歴証明書の発行手数料及び同証明書によるタクシーの利用料軽減分は、市が負担すること。
- 9 市が保有するバスを運転手とともに団体に無償貸し付けする制度をつくること。

観光交流文化局

1 観光交流について

- ① 静岡市の資源を活かした滞在型、体験型の観光施策を拡充すること。
- ② 観光コースは、日帰り、1泊2日、2泊3日などの滞在期間や、名所めぐり、自然体験、歴史探訪など観光客のニーズに合わせたコースなどきめ細かに設定すること。
- ③ 駿府浪漫バスは城東福祉エリアにもつながる市民の足であることから増便すること。また、運行の開始時間を早め、終了時間を延ばすなど利便性を高めること。

2 文化施設等について

- ① 清水マリナート、市民ギャラリーなど文化施設の利用料金を引き下げること。
- ② 静岡市として、一般市民団体や個人が行う文化事業に対して、事業規模に応じて助成金を支給するなど、使いやすい制度を新設すること。

3 スポーツの振興について

- ① スポーツ施設の青年層利用料金を引き下げること。またスケートボードなど市民スポーツが多様化する下で、市民が身近な場所で、安心してスポーツを楽しむ条件整備を図ること。
- ② スポーツ施設の体育器具や補助具および備品など、老朽化したものについては速やかに交換し常に安全な状態を保つこと。

4 平和を尊ぶ観点から、ホビーショーや清水みなど祭り等に憲法違反の自衛隊を参加させないよう実行委員会などに要請すること。

1 地球温暖化対策と環境保全について

- ① 静岡市における温室効果ガス排出削減目標は、2010年度を基準として2030年度までに50%以上とすること。
- ② 環境局が主導して、太陽光発電を可能なすべての公共施設に設置するための計画を策定すること。
- ③ 既設新設を問わず個人住宅への太陽光発電設置に対する助成制度を市として創設すること。
- ④ 住宅照明のLED化に対する助成制度を継続・拡充すること。
- ⑤ 経済局と協力して、耕作放棄地でのソーラーシェアリング導入可能性を調査し、積極的に推進すること。
- ⑥ JR東海や市民に対して、リニア中央新幹線建設工事に伴う南アルプスの環境への影響や2次災害の可能性の有無について、客観的な資料に基づき提示すること。

2 放任竹林の整備は、市の責任で目標をもって行うこと。

3 災害時のごみ処理について

- ① 大量に出る家庭ごみの仮置場は、2022年の台風15号における教訓を活かし、災害廃棄物処理計画に基づき事前の対策を重視すること。
- ② 家庭ごみの収集運搬方法について、市民への周知を徹底すること。

1 国民健康保険について

- ① 高すぎる国民健康保険料を協会けんぽの個人負担並みに引き下げするため、国庫負担金の増額を国にもとめるとともに、県単独交付金の復活を県にもとめること。また、当面は基金の活用と一般会計からの法定外繰入れで財政措置を行うこと。
- ② 国民健康保険料算定方法について、均等割と平等割を廃止するように国にもとめること。
- ③ 当面、均等割軽減の年齢範囲を拡大するよう国にもとめること。また、他政令市の取り組みも参考にしながら子どもの均等割の市独自の軽減策を講じること。
- ④ 国民健康保険料の申請減免について、取引先の倒産など特別の事情で売上が激減した場合も対象にすること。また、1期目の納期限が6月末であることから、減免申請の手続き上、納付通知書を6月初旬に届くようにすること。タイムスケジュール上できない場合の代替措置を検討すること。
- ⑤ 滞納世帯の納付相談は、生活再建を最優先として親身に行い、安易な差し押さえはしないこと。併せて、滞納に対する延滞金利の引き下げを国にもとめること。
- ⑥ 国民健康保険に傷病手当金を創設すること。

2 「無料定額診療事業」利用者への調剤費助成を市として行うこと。また、県、国にも助成をもとめること。

3 生活保護について

- ① 生活保護の申請は国民の権利であることを、あらゆる機会を通じて市民に周知すること。
- ② 扶養照会は義務でないことを申請者に明示すること。また、保護決定の条件としないこと。申請窓口における実務上の取り扱いにおいても徹底を図ること。
- ③ 市民のくらしに責任を負う立場から、2013年に10%引き下げた生活保護基準をもとに戻し、「夏季加算」を加えるなど、拡充するよう国にもとめること。
- ④ 生活保護受給者へのサポート体制を抜本強化するため、ケースワーカーを正規職員で増員すること。少なくとも国の基準である一人80世帯を早期に達成すること。
- ⑤ 生活保護世帯すべてを対象にして、エアコン設置の補助を行うこと。

4 生活困窮者の熱中症対策としてエアコン設置の助成を行うこと。

5 介護保険について

- ① 要介護1・2を市町村の総合事業に移管しないよう国にもとめること。
- ② 介護保険料を引き下げ、利用料を軽減すること。
- ③ 介護保険への国庫負担割合を増やし、利用料2割・3割負担は撤回するよう国に強くもとめること。
- ④ 「福祉オンブズパーソン」制度を創設すること。
- ⑤ 地域包括支援センターの職員の配置基準を見直し、増員するよう国にもとめること。
- ⑥ 低所得者の受け皿として特別養護老人ホームを増設し、待機者をなくすこと。

6 高齢者福祉について

- ① 高齢者への祝意と激励のための敬老祝い金の支給対象を拡充し、増額すること。
- ② 高齢者の運転免許返納がすすむなか、高齢者の健康維持につながる外出機会確保のため、ことぶき乗車券の復活またはそれに代わる補助事業を検討し実施すること。対象を65歳からとすること。
- ③ 国の施策待ちでなく、所得制限のない高齢難聴者の補聴器購入補助制度を創設すること。併せて、健康保険制度の適用と特定検診への聴力検査の追加を国にもとめること。

7 障がい者福祉について

- ① 要介護の認定者は、すべて障がい者控除が適用できるように基準を緩和し、すみやかに認定書を交付すること。
- ② 障害者総合支援法は廃止し、障害者権利条約及び障害者自立支援法違憲訴訟団と国が結んだ「基本合意」に基づき新法を制定すること。併せて当面、利用者負担については世帯収入に関わらず、障害者本人の収入によって認定することを国にもとめること。
- ③ 障がい者施設利用者の人権を守るため、市の体制を強化し、実態の把握と施設運営者への指導、監督をすすめること。

8 高齢者医療制度について

- ① 後期高齢者医療保険料は引き下げよう、国、県にもとめること。
- ② 後期高齢者の医療費窓口2割負担は撤回しよう国にもとめること。
- ③ 70歳から74歳の医療費窓口負担を1割に戻すよう国にもとめること。
- ④ インフルエンザワクチン接種の助成をさらに拡充すること。

9 脳脊髄液減少症について

- ① 市民へ積極的に情報提供し、市に相談窓口を設置すること。
- ② 市独自の医療費助成をすすめること。

10 市立清水病院について

- ① 地域医療の中核病院の役割を果たせるように、不足している医師の確保を最優先課題として全力ですすめること。また、医療機器の更新など常に最先端医療が受けられる体制をつくること。
- ② 医療従事者の労働条件の改善をさらにすすめること。

11 新型コロナウイルス感染症対策について

- ① 保健所を駿河区、清水区にも設置すること。当面、清水支所は保健所並みの機能を整備すること。
- ② 感染拡大時に迅速な対応ができるよう保健所の機能を強化すること。予防課をはじめ職員の増員をさらにすすめること。
- ③ 新型コロナウイルス感染症対策課の機能役割を検証し強化を図ること。
- ④ 公立公的病院の削減・統廃合計画及び病床削減を中止しよう国、県にもとめること。

12 年金制度について

- ① 年金支給は毎月に改めるよう国にもとめること。
- ② 「マクロ経済スライド」は廃止しよう国にもとめること。
- ③ 全額国庫負担の最低保証年金制度を早期に創設しよう国にもとめること。
- ④ 年金支給開始年齢を今以上に引き上げないよう国にもとめること。

子ども未来局

1 幼児教育・保育の拡充について

- ① 公的責任の後退につながる市立認定こども園の民営化・統廃合計画は撤回すること。
- ② 認定こども園や保育所等の職員の配置基準を引き上げるよう国にもとめること。また、市の配置基準を引き上げること。
- ③ 認可保育所を増設し、年度途中でも入所希望に対応できるようにすること。また、兄弟姉妹の同一園への入園について引き続き十分配慮すること。
- ④ 必要な保育士確保のためにも、私立の認定こども園や保育所等の職員給与の大幅改善を図り、公私格差是正をより一層すすめること。
- ⑤ 0～2歳児についても所得制限なく無償化をすすめるよう国にもとめること。また、市独自の補助を拡充すること。
- ⑥ 幼児教育・保育の無償化に伴う給食食材費（副食費）については、すべての利用者を対象に無償化もしくは負担軽減を行い、県に財政支援をもとめること。
- ⑦ 認可外施設への指導援助を強化し、認可化を積極的に促進すること。
- ⑧ 認可外保育所に対する補助金を増額すること。

2 放課後児童クラブについて

- ① 支援員の処遇改善をすること。
- ② すべての支援員を正規職員とすることができる財政的な支援をすること。
- ③ 民間経営の放課後児童クラブの補助を市独自で増額すること。また、単価を引き上げるよう国にもとめること。

3 児童館は、各小学校区に配置すること。当面、すべての中学校区に設置すること。

4 児童相談所の専門職員については、国の基準を早期に達成するよう増員すること。

5 子ども食堂など居場所づくりで活動する民間団体に対して、食材費などの財政支援を拡充すること。また、申請書は簡略なものとする。

6 子ども医療費助成について

- ① 18歳まで入通院とも完全無料化にむけ検討すること。
- ② 県の助成金復活を求めること。国に対して制度化をもとめること。入院時食事療養費の自己負担分も助成の対象とすること。

7 妊産婦が安心して産み、育てられるように、妊産婦医療費助成制度を創設すること。

【海洋文化都市推進本部】

- 1 海洋文化施設整備事業については、当初から市の補填を前提とした事業計画であり、物価高騰や需要予測など先行き不透明ななか、今後の清水のまちづくりを見据え中止を含めて見直すこと。

【商工部】

2 地域経済の振興について

- ① 静岡市中小企業・小規模企業振興条例を活かすため、数年に1度は悉皆調査を行うこと。
- ② 中小・零細事業者の実態を把握するため、様々な任意の業者団体と定期的に懇談する場を設けること。
- ③ 伝統工芸を守るため、生活保障などの現行制度をさらに拡充して後継者を育成し、技術の継承に取り組むこと。
- ④ 全国一律の最低賃金引き上げと中小零細企業の支援を国にもとめること。

3 中小業者や商店などの支援について

- ① 物価高騰対策として、中小業者の固定費や光熱費の補助を行うこと。
- ② 経済波及効果が高く、約600の自治体を実施している住宅リフォーム助成制度を創設すること。
- ③ 小規模修繕工事登録制度を創設し、営業力の弱い小規模事業者の受注機会をつくること。
- ④ 高崎市で実施している「まちなか商店リニューアル助成事業」を導入すること。
- ⑤ 空き店舗が目立つことから、その活用に対して助成するなど対策を具体化すること。

4 融資について

- ① 新型コロナ対策の無利息、無保証料融資の返済について、市の制度融資への借り換えなども含めて、返済の猶予、無利息、無保証料の継続を図るなど、支援を継続すること。
- ② 消費税の納税は、事業を圧迫する重税となっていることから、納税のための特別な融資制度を創設すること。

- ③ 市民税の滞納があっても市の制度融資を受けられるようにすること。

【農林水産部】

5 農業の振興について

- ① 農業の振興をはかるため、農地の基盤整備事業をより一層すすめ、地元負担金をなくすこと。
- ② 荒廃農地の有効活用対策は、継続し拡充すること。
- ③ 食の安全と環境負荷の低減を進めるため、有機栽培事業者への生産技術や資金の支援、所得保障など、積極的な支援を行うこと。
- ④ ゲノム編集されたトマトなどに対して、市内での販売には表示義務を課すこと。
- ⑤ 有害鳥獣対策は継続して実施し、対策費用への助成をさらに拡充すること。

6 林業の振興について

- ① 木材や間伐材の切り出しコストの低減となる林道の整備を、より一層進めること。
- ② 林業従事者の育成と増員を図るための施策を講じること。
- ③ 自伐型林業は獣害対策、災害防止、脱温暖化対策にも効果があるとされることから、自伐型林業を研究・推進し、中山間地の移住・定住策に生かすこと。

7 水産業の振興について

- ① しずまえのブランド化とPRを継続的に行い、水産業の振興を図ること。
- ② 駿河湾でとれた魚等について、様々なレシピを開発し消費を促すこと。

都市局

- 1 小学校区を単位として、子どもから高齢者まで暮らせるまちづくりをおこなうこと。
- 2 公共交通の整備について
 - ① バス路線は、市民要求にそって、路線の維持と増便及び、追加・延伸、休止路線の復活を事業者にもとめること。そのための助成を拡充すること。
 - ② 公共交通空白地域の自主運行バス事業を積極的に支援するとともに助成を拡充すること。また、自治会などに自主運行バスの仕組みなどの説明会を行い、導入に向けての課題解決などに市が積極的に支援すること。
 - ③ 運転士確保のための支援を強化すること。
 - ④ 事業者バス停の増設及びバス停附近の駐輪場確保・拡充、雨よけ、日よけ対策をもとめること。
 - ⑤ 静鉄電車各駅への駐輪場設置と拡充及びスロープ設置などバリアフリー化をより一層促進するよう事業者にもとめること。
- 3 住宅政策について
 - ① アセットマネジメント計画による市営住宅の削減は、市民の需要に合わせて見直すこと。
 - ② 市営住宅の賃借料について、減免制度があることを「入居のしおり」等に明記するなど周知すること。
 - ③ 低所得者世帯及び子育て世帯向けの民間賃貸住宅家賃補助の所得制限を緩和し、対象者を拡充すること。
- 4 道路に面した危険なブロック塀については、撤去、改善への補助に加え、生垣への作り替えなどにも補助するよう拡充すること。
- 5 大谷、小鹿のまちづくり計画について
 - ① まちづくりの進捗状況について、定期的に市民に公表すること。
 - ② 企業誘致による静岡市への経済効果について、市民に公表すること。
 - ③ 区画整理について、土地所有者の意向を尊重して進めるよう、組合を指導すること。

6 公園整備について

- ① 都市公園は地域の人口を考慮し、適切に造園・配備すること。
- ② 市で管理する公園トイレのバリアフリー化を早急にすすめること。
- ③ 城北公園の整備事業は、市民の共感、納得のもとにすすめること。

1 治水及びがけ崩れ対策について

- ① 巴川総合治水対策事業は、市の研究会の成果を国、県と共有して、早期完了にむけ引き続き国及び県に強くもとめること。
- ② 台風 15 号などにより発生した河川の土砂撤去やがけ崩れの危険個所などの復旧を県とも連携して早期にすすめること。
- ③ 内牧川など再三にわたり氾濫する河川は抜本的な氾濫防止対策を行うこと。
- ④ 一級河川安倍川及び藁科川の河床上昇対策を強力にすすめること。

2 急傾斜地崩壊防止対策、河川事業、海岸保全については引き続き国、県に予算確保を強く要望し、早期に対策をすすめること。

3 道路等の安全対策について

- ① 車いすなどの通行に支障がないよう歩道の段差解消とバリアフリー化をさらにすすめること。
- ② 歩道や自転車道にせり出している草木は定期的に除去し、安全を確保すること。
- ③ 河川への転落防止のガードレールを総点検し、危険な切れ間などは安全対策を行うこと。

4 長沼大橋の立体化計画は、市民のニーズを十分把握し事業化すること。

5 国直轄道路負担金は、廃止するよう引き続き国・県にもとめること。

6 第 2 期地籍調査基本計画は、南海トラフ巨大地震が想定されるもと、計画の前倒し実施など精力的に促進すること。

消防局

- 1 消防団の定員確保に努めること。また、特に女性消防団員の活動の場を広げるとともに、安心して活動できる環境づくりや施設整備をすすめること。
- 2 消防広域化については、常に検証を行い、より一層の消防力の向上を実現すること。
- 3 管内の火災出動による職員の死亡事故が相次いでいることから、原因究明と安全対策等を強化し、教訓を今後に生かして事故は絶対に繰り返さないこと。
- 4 各種訓練や火災・災害等の業務遂行にあたっては、職員や団員の安全確保を最優先とすること。

上下水道局

- 1 水道料金の値上げを行わないこと。
- 2 滞納対策については、該当者の状況を十分考慮すること。給水停止は行なわないこと。
- 3 下水道事業受益者負担金は、都市計画税との二重徴収であり廃止すること。
- 4 急速な地球温暖化により水害が激甚化していることから、浸水対策プランは最近の状況に見合うよう見直すとともに早期かつ着実に推進すること。

教育局

1 教職員の体制強化について

- ① 職員定数条例で定める教職員はすべて正規職員とし、不補充を解消すること。
- ② 20人学級をめざし、当面は市独自に30人以下学級を実現すること。
- ③ すべての小学校に英語の専科教員を学校規模に応じて加配拡充すること。
- ④ 学校事務員は正規職員として任用すること。
- ⑤ 中山間地を含め、すべての小中学校に専任の学校司書を配置すること。
- ⑥ 学校用務員は、学校規模に応じた適正な人数を全校に正規職員として配置すること。

2 教職員の労働条件等の改善について

- ① 教職員の多忙解消の根本的な対策として、教職員を大幅に増やすこと。
- ② 教育効果向上を妨げる「目標管理による自己評価」や「学校評価システム」について強要しないこと。
- ③ 養護教諭の負担軽減のため、体制を強化すること。

3 子どもたちの育成について

- ① いじめ根絶に向けて、「静岡市いじめ防止等のための基本条例」を全面実践すること。そのための体制をさらに強化すること。
- ② スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを増員し、全小中学校に配置すること。
- ③ 点数競争の弊害が指摘される全国学力テストは実施しないこと。
- ④ 小中学生の平和教育として、現在行っている学習に加え市が広島、長崎への派遣事業を実施すること。
- ⑤ リプロダクティブ・ヘルス&ライツに基づく科学的な性教育を行うこと。
- ⑥ 小中高校のトイレに生理用品を常備すること。

4 教科書採択にあたっての教科書見本の閲覧は、場所の増設及び日程・時間の延長により市民の知る権利を十分に保障すること。

5 小中一貫教育について

2022年度の実施状況を検討するための有識者、現場職員、PTA、地

域住民代表による審議機関を創設すること。小中一貫教育については、児童・生徒や教職員の過度な負担にならないように十分に留意すること。

6 特別支援教育について

- ① 特別支援学級の定数を6人とするように国に要望するとともに、市独自に定数を6人にすること。
- ② 特別支援教育支援員は、児童・生徒の在校時間まで対応できるよう増員すること。
- ③ 中学校区内に対象者がいれば、対応する中学校に通級指導教室を設けること。
- ④ 教職員の配置基準を13：1より少人数に改善するよう国にもとめること。また、市独自に国より少人数の基準を設けること。

7 安心・安全の教育施設の確保について

- ① 体育館のバリアフリー化とエアコン設置をすすめること。
- ② すべての学校施設が静岡市の耐震基準を満たすよう早期に補強すること。
- ③ 体育館は避難所となるため、体育館用のトイレは早期にバリアフリーにすること。

8 ICT教育について

- ① 教育は子ども同士や子どもたちと教職員の生きたやりとりが基本であり、ICTはその補助であることから、タブレットの使用が自己目的化することのないよう引き続き適切に活用すること。
- ② ICT支援員は一校に一人配置すること。
- ③ 教職員がICTを使いこなすために、通常の勤務時間内で十分な研修・独習ができるよう時間を確保すること。

9 教育費の保護者負担軽減について

- ① 就学援助制度の適用基準を低すぎる生活保護基準の1.5倍に拡充すること。また、支給項目を増やすなど、市独自に制度の拡充を検討すること。
- ② 給付型奨学金制度について、大幅増額と対象の拡大を図るため、篤志奨学金以外に市の制度を創設すること。併せて、政府が示している対象・金額を抜本的に改善するよう引き続き国にもとめること。

10 学校給食について

- ① 学校給食費の無償化は「義務教育は無償」とした憲法の要請であるとともに、子育て支援策としても位置づけて早期に実現を図ること。
- ② 大規模センター化、PFI方式の導入を改め自校方式にきりかえること。
- ③ 清水区の小学校の自校直営方式を堅持すること。また、調理器具・施設は随時更新整備すること。
- ④ 調理員を原則として正規職員とし、処遇改善を図ること。
- ⑤ ゲノム編集したトマトなどは、安全性が確保されていないため給食の食材として使わないこと。
- ⑥ 食材費の値上がりに対する補助を継続すること。
- ⑦ 学校給食にオーガニック食材を活用すること。

11 市立図書館司書はすべて正規職員とすること。また、会計年度任用職員の処遇改善を図ること。

12 「適正規模・適正配置方針」に基づく機械的な小中学校の統廃合は行わないこと。

